

国住指第 108 号
令和 6 年 6 月 3 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

二級建築士及び木造建築士名簿のインターネット閲覧について（依頼）

平素より建築行政の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定。以下「一括見直しプラン」という。）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、往訪閲覧・縦覧等のアナログ規制の見直しについて、集中改革期間（令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間）にスピード感を持って集中的に取り組むこととされております。

これを受け、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 6 条第 2 項に基づく一級建築士、二級建築士及び木造建築士の名簿、並びに建築士法第 23 条の 9 に基づく建築士事務所登録簿（以下「建築士名簿等」という。）については、インターネット閲覧を可能とすることとされました。

このため、現在、令和 7 年度から建築士名簿等のインターネット閲覧を可能とするためのシステム整備が進められているところですが、あわせて、インターネット閲覧を可能とするに当たり、プライバシーへの配慮を図るために、一級建築士名簿の登録事項を見直す必要があることから、今般、下記のとおり、建築士法施行規則を改正（建築士法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 63 号。））し、令和 6 年 6 月 3 日に公布されました。

各都道府県におかれましては、二級建築士及び木造建築士名簿のインターネット閲覧を可能とするに当たり、当該名簿の登録事項を見直して、プライバシーへの配慮を図るため、一級建築士名簿における対応と同様に、都道府県の規則の改正を行っていただくようお願い申し上げます。

記

(1) 改正の経緯

政府においては、法令等に基づく手続・業務に係るアナログ規制について、デジタル原則に照らした見直しを行うこととしている。

一括見直しプランに基づく見直しの工程を示した「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和 4 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）において、法第 6 条第 2 項に基づき実施される建築士名簿の閲覧について、令和 6 年 6 月までの間にデジタル完結に向けた見直しを行うこととされた。

また、プライバシーへの配慮が必要な事項（氏名、性別、生年月日等）についてデジタル

での閲覧を実現することは、複写による制度目的を逸脱した不特定多数の者への流出や不適切な加工・利用等のおそれがあることから、「アナログ的規制のうちプライバシーへの配慮が必要と指摘される条項に関する見直しの基本的な方針」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会事務局。以下「基本的な方針」という。）において、当該事項を含む閲覧に係る制度については、アナログとデジタルで同じ情報を閲覧できるようにすることを前提に、公共の利益とプライバシー保護とのバランスが図られるよう、規制の趣旨・目的に照らし、以下のとおり閲覧項目の見直しを行うものとされた。

ア) 公益性を確保する観点から、原則として、個人の「氏名」「略歴」「処分履歴」は公表するものとする。

イ) 資格者等について、同姓同名の者を区別する必要がある場合には、「性別」「生年月日」等に替えて、当該資格の「許認可番号」等の情報の公表を原則とする。

ウ) 個人の「住所」については、現行法令において個人を特定する目的で住所を閲覧項目としている条項については、別の閲覧項目（許認可番号当）で本人を特定することができる場合には、住所を非公表とすることを原則とする。

エ) 公益性を確保する観点から、原則として、公共性が高い業務を行う事業者（資格者が当該資格に基づいて運営する事務所、指定確認検査機関等）の「企業情報」は公表するものとする。

こうした状況を踏まえ、規則第3条各号に定める一級建築士名簿の登録事項について、デジタル・アナログの両面に留意し、閲覧に供する登録事項を見直すため所要の改正を行うこととした。

（2）改正の内容

基本的な方針を踏まえ、建築士法施行規則第3条各号に掲げる一級建築士名簿の登録事項について、それぞれ規制の在り方を検討し、生年月日及び性別（2号後段）は、建築士登録番号を用いて任意の建築士を特定することができることから必ずしも必要ではなく、また、基本的な方針においてこれらの事項が原則非公表とされていることから、登録事項から除外する。

（3）施行期日について

建築士法第6条第2項に基づく一級建築士名簿等の閲覧をデジタルで実施するためのシステムについて現在整備中であり、令和7年度当初から使用が可能となる見込みであるところ、本省令は令和7年4月1日から施行する。

（4）その他

資格管理者における利便性の観点から、建築士法施行規則第1条の5で定める第1号書式等関連様式の改正は行わないため、性別及び生年月日について、引き続きデータベースへの登録を運用により行う。

以上